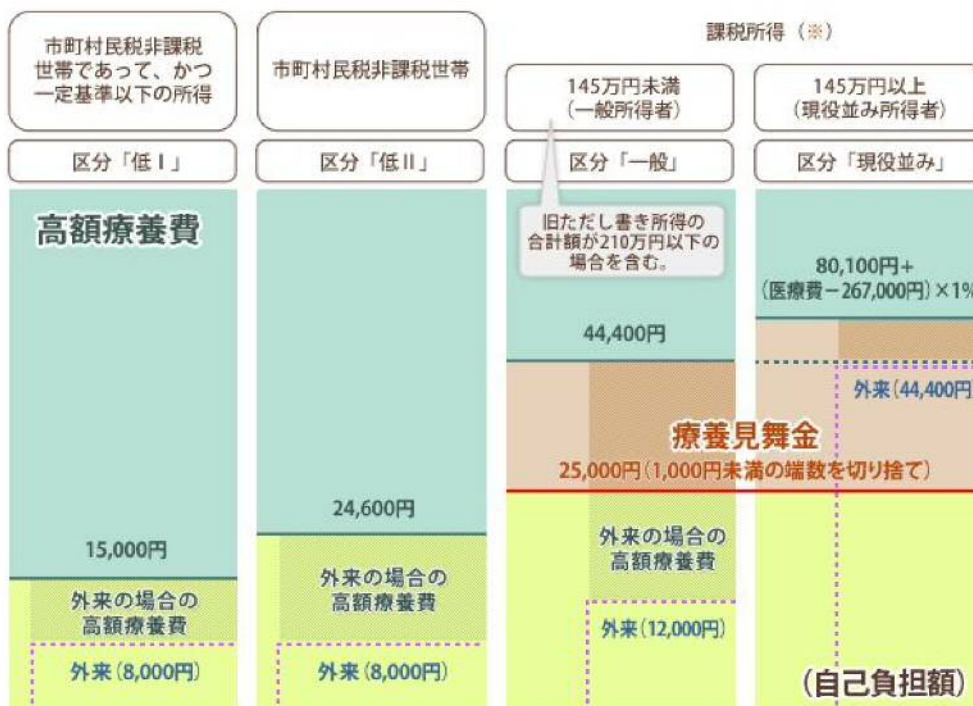


◆平成 29 年 7 月診療分まで

70歳以上の被保険者の自己負担限度額（ひと月当たり）



※ 課税所得とは、よくある質問の「旧ただし書き所得、課税所得（課税標準額）とは」をご確認ください。

(注) 破線（-----）は多数該当（よくある質問の「高額療養費の多数該当とは」をご確認ください。）であり、破線（-----）は外来診療分において個人単位で計算される場合の限度額です。